

1 市役所でできる手続き

住民票・印鑑登録

居住地を変更した時は、変更前の住居地の市区町村の窓口で転出の手続きをしていただき、転出証明書を受け取ってください。(マイナンバーカードを使ってマイナポータルでも転出届ができます。)

そして、変更後の住居地に住み始めた日から14日以内に変更後の住居地の市区町村の窓口において、転出証明書をお持ちのうえ、転入の手続きを行ってください。住居地の変更のときには、必ず在留カード・特別永住者証明書をお持ちください。

なお住居地の届出手続きは、原則として、本人が行っていただくこととなりますが、委任状により代理人に委任することもできます。

◆住民票の申請

2012年7月9日から、外国人登録法が廃止になりました。

これに伴い、外国人も日本人同様、住民基本台帳法の適用を受けるようになり、これまで外国人のみに発行していた「外国人登録原票記載事項証明」に変わって、「住民票」を発行します。

このことから、日本人と外国人とで構成される世帯全員が記載された証明書の発行が可能になります。

窓 口	手数料(1通)	申請できる人と必要なもの
市民課	300円	本人：在留カード・特別永住者証明書もしくはマイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付で、官公署が発行した書類。(ただし、有効期間内のものに限る) 同世帯員：同上 代理人：本人直筆の委任状、在留カード・特別永住者証明書もしくはマイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付で、官公署が発行した書類。(ただし、有効期間内のものに限る)

※上記必要なものがない場合は、2点(健康保険証、資格確認書、年金手帳、預金通帳や診察券などの中から)が必要です。

◆印鑑登録の申請

登録できる印鑑は1人1個で、住民票に記載されている氏名または氏および名の一部を組み合わせたものなど制約がありますので、印鑑登録をするときは、市民課に確認してください。

◆必要な書類

	印鑑登録	印鑑登録証明書
本人	・在留カード・特別永住者証明書もしくはマイナンバーカード、パスポート、運転免許証などの顔写真付で、官公署が発行した書類。(ただし、有効期間内のものに限る) ・印鑑 ・300円	・印鑑登録証(カード) ・300円
代理人	市民課へお尋ねください	

住民票・印鑑登録に関するお問い合わせ

太宰府市役所 市民課 TEL:092-921-2121 E-mail: shimin@city.dazaifu.lg.jp